

愛媛県広域避難計画の修正概要

主な修正項目

- 予防避難エリアにおける避難対応等の更なる精緻化
- 大分県への海路避難の更なる具体化
- UPZ内住民の一時移転等の円滑化
- 緊急時モニタリング体制の強化
- 民間運輸関係団体との連携強化

〈愛媛県広域避難計画の主な修正項目及び事項〉

【予防避難エリアにおける避難対応等の更なる精緻化】

- 道路、港湾等の使用の可否に応じ、防護措置を4ケース設定
(ケース1:道路が使用可:陸路避難、ケース2:道路の一部が使用不可、港湾が使用可:陸路・海路・空路避難、ケース3:道路が使用不可、港湾が使用可:海路・空路避難、ケース4:道路、港湾ともに使用不可又は、放射性物質放出のリスクが高まった場合:屋内退避)
- ケース2及びケース3で海路避難を行う際、大分県への海路避難が困難な場合は愛媛県内等へ海路避難を行うことを明示

【大分県への海路避難の更なる具体化】

- 大分県との避難の受入に係る具体的な調整の手順等を記載
 - 大分県内の避難先決定に係る考え方や受入ケース例を記載
- ※「大分県原子力災害対策実施要領」に平成27年7月の修正で追加された「第6章愛媛県からの避難者受入れ」の内容を反映

【UPZ内住民の一時移転等の円滑化】

- UPZ市町毎に避難先市町までの具体的な避難経路、避難退域時検査場所等を記載
- 複合災害を考慮し、複数経路(代替経路)を設定

【緊急時モニタリング体制の強化】

- 昨年度整備した緊急時モニタリング測定局58基の記載
- UPZ(5~30km)内の測定局を一時移転等を実施する地区に1対1で当てはめ

【民間運輸関係団体との連携強化】

- 平成28年4月25日に愛媛県バス協会、愛媛県旅客船協会、愛媛県トラック協会と締結した「原子力災害時の人員・物資輸送等に関する覚書」の内容を記載
(※平成24年までに災害時の包括的な協定は3協会と締結済み)

【その他修正】

○渋滞緩和対策の強化として、ヘリからの映像伝送を活用した交通規制の実施を記載

○社会福祉施設について、予めマッチングした避難先へ避難すること。困難な場合には県災害対策本部で避難先を調整することを記載

○医療機関について、被ばく医療アドバイザー等の助言を受け、県災対本部で受入候補先を選定し、受入れ調整を行うことを記載

○避難先 13 市町毎に受入計画を策定し、それに基づく受入を行うことを記載

○原子力災害対策指針、防災基本計画の修正の反映（用語の修正）

○人口、避難先候補施設、屋内退避候補施設、バスや船舶等の避難手段に係る資料等、各種資料を最新情報に修正